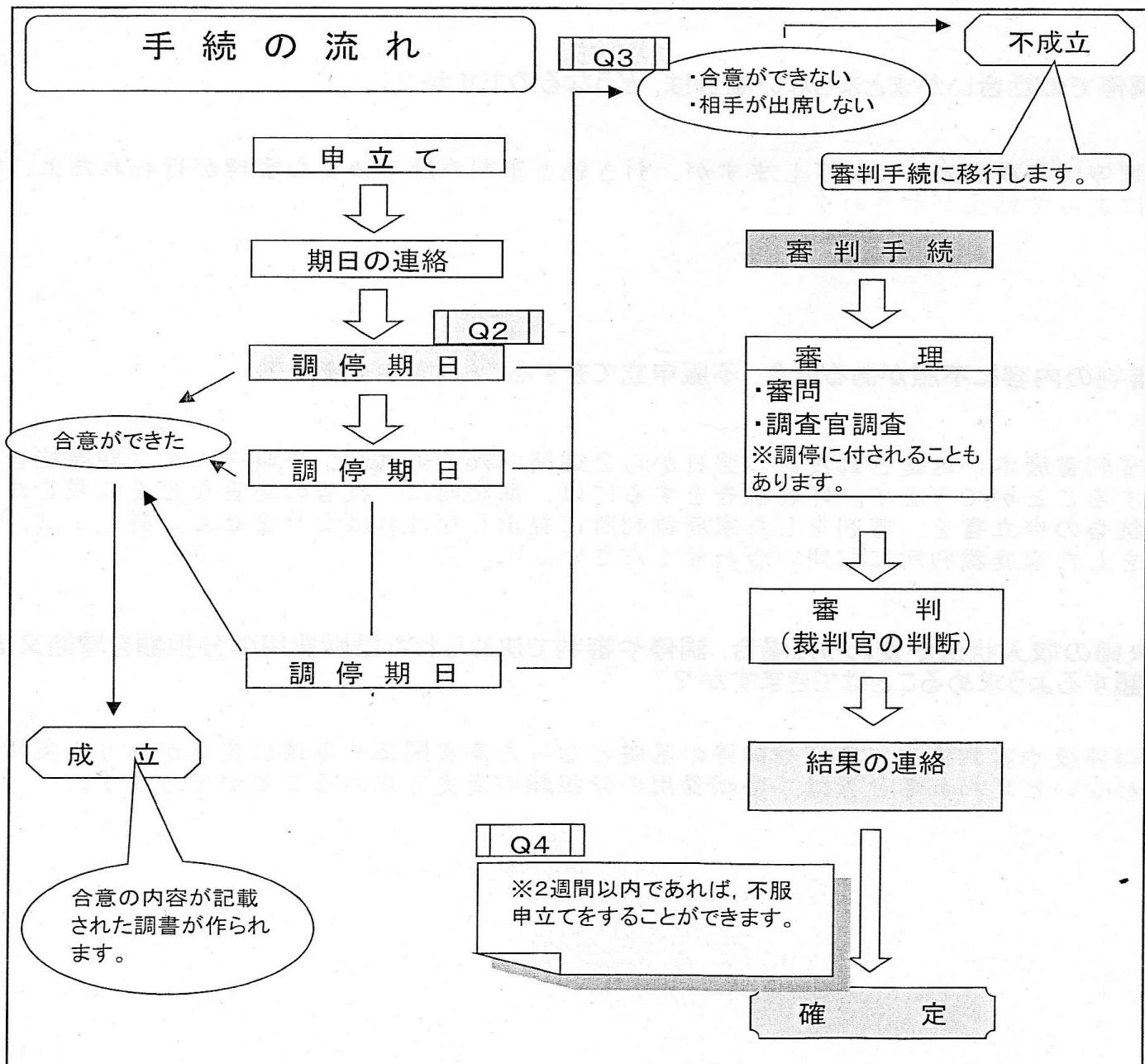


こんいんひよう ぶんたん
「婚姻費用の分担」調停とは……

別居中の夫婦間の婚姻費用の分担（支払）について、裁判官と調停委員2人以上で構成される調停委員会が、双方から収入、支出などの事情や意見を聴いたり、必要に応じて資料を提出してもらうなどして、お互いが納得して問題を解決できるように、実情に即した助言やあっせんをする手続のことです（民法760条。「婚姻費用」の内容→Q1）。

この手続を行いたいときは、以下の書類等を用意して、裁判所に提出してください。

申立てをする人	夫又は妻
申立てをする裁判所	相手になる人の住所地又は合意で定める家庭裁判所 [→ 家庭裁判所 支部・出張所]
申立てに必要な費用	<input type="checkbox"/> 収入印紙1,200円 <input type="checkbox"/> 連絡用の郵便切手 644円分 [92円×1枚 82円×6枚 10円×6枚]
申立てに必要な書類	<input type="checkbox"/> 申立書1通 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本1通 <input type="checkbox"/> 申立人の収入関係の資料 ※そのほかに書類の提出をお願いすることがあります。



婚姻費用の分担Q&A

Q1 「婚姻費用」には、どのような費用が含まれるのですか？

婚姻費用には、衣食住の費用のほか、出産費、医療費、未成熟子の養育費、教育費、相当の交際費などのおよそ夫婦が生活していくために必要な費用が含まれると考えられています。

Q2 婚姻費用の分担額は、どのように決められるのですか？

調停では、お互いの意向に基づいて話し合いが進められますが、双方の資産、収入、支出、子の有無、子の年齢や別居中の生活費などが考慮されます。

Q3 調停での話し合いがまとまらない場合は、どうなるのですか？

調停は不成立として終了しますが、引き続き審判手続で必要な審理が行われた上、審判によって結論が示されます。

Q4 審判の内容に不服がある場合、不服申立てをすることはできますか？

審判書謄本が送達された日の翌日から2週間以内であれば、不服申立て（即時抗告）することができます。即時抗告をするには、期間内に、抗告の趣旨などを記載した即時抗告の申立書を、審判をした家庭裁判所に提出しなければなりません。詳しくは、審判をした家庭裁判所にお問い合わせください。

Q5 夫婦の収入状況が変わった場合、調停や審判で決められた婚姻費用の分担額を増額又は減額するよう求めることはできますか？

調停後や審判後に、審判や調停の基礎となった事実関係や事情に変更があり、実情に合わないと思われるときは、婚姻費用の分担額の変更を求めるることができます。